

資料編 2

須賀川市第3次地域福祉計画策定の推移

1 須賀川市地域福祉計画策定委員会

(1) 策定までの経緯

策定までの経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 30 年 6 月 27 日	第 1 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市地域福祉計画策定委員会委員長及び副委員長の選出について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画の概要について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画策定スケジュールについて
平成 30 年 9 月 28 日	第 2 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査等の結果について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画における施策体系（案）について ・多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業について
平成 30 年 12 月 14 日	第 3 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（案）について
平成 31 年 3 月 8 日	第 4 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（最終案）について ・各施策の今後の実施スケジュールと事務事業評価について

(2) 須賀川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民がともに支え合い助け合う地域福祉を実現するために、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、須賀川市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するにあたり、須賀川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体等の代表者

- (2) 福祉関係団体の代表者
 - (3) 高齢者関係団体の代表者
 - (4) 子育て支援関係団体の代表者
 - (5) 公募による者
 - (6) 前号に定めるもののほか特に市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、須賀川市健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

(3) 須賀川市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No	氏 名	団 体 役 職	区 分	備 考
1	大澤 文雄	須賀川市囑託員親交会会長	市民団体	
2	和田 秀子	須賀川市婦人会連絡協議会会長		
3	溝井 正男	社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会会長	福祉関係団体	委員長
4	畑岡 邦久	須賀川市民生児童委員協議会会長		副委員長
5	森田 孝子	須賀川市手をつなぐ親の会会長		
6	金子 定雄	須賀川市老人クラブ連合会会長	高齢者関係 団体	
7	野崎 直子	すかがわ介護支援専門員協議会会長		
8	熊田 ひろみ	Kokoyori 代表 (家庭教育インストラクター)	子育て支援 関係団体	
9	斎藤 光晴	一般公募	公募	

2 須賀川市第 3 次地域福祉計画庁内検討委員会

(1) 策定までの経緯

策定までの経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 29 年 11 月 20 日	第 1 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（たたき台）について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画策定スケジュールについて
平成 30 年 3 月 15 日	第 2 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（素案）について ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査（案）について
平成 30 年 9 月 26 日	第 3 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査等の結果について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画における施策体系（案）について ・多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業について ・先進地視察研修について
平成 30 年 11 月 13 日	第 4 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（案）について

平成 31 年 2月22日	第 5 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（最終案）について ・各施策の今後の実施スケジュールと事務事業評価について
------------------	---

(2) 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、須賀川市第 3 次地域福祉計画の策定について、その理念や意義を共有し、円滑かつ計画的に策定するため、須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長には健康福祉部長、副委員長には社会福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員長は、検討委員会の審議の経過及び結果について市長に報告する。

(庶務)

第 5 条 検討委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 18 日から施行し、設置の目的を達したときに、その効力を失う。

(3) 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内検討委員会委員名簿

職名（宛て職）	氏 名	備 考
健康福祉部長	水野 良一	委員長
健康福祉部社会福祉課長	伊勢 邦宏	副委員長
健康福祉部長寿福祉課長	須田 勝浩	
健康福祉部健康づくり課長	五十嵐敏之	
健康福祉部保険年金課長	佐藤 幸二	
企画財政部企画財政課長	野沢 正行	
生活環境部生活課長	笠井 一郎	
教育委員会事務局こども課長	鈴木 行宏	
須賀川市社会福祉協議会事務局長	松崎 健一	

3 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会

(1) 策定までの経緯

策定までの経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 29 年 10 月 27 日	第 1 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会 ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（たたき台）について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画策定スケジュールについて
平成 30 年 1 月 29 日	第 2 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会 ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（素案）について ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査（案）について
平成 30 年 9 月 3 日	第 3 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会 ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査結果について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画の施策体系（案）について ・多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業について ・先進地視察研修について
平成 30 年	第 4 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会

11月5日	・須賀川市第3次地域福祉計画（案）について
平成31年 2月12日	第5回須賀川市第3次地域福祉計画策定庁内担当者検討会 ・須賀川市第3次地域福祉計画（最終案）について ・各施策の今後の実施スケジュールと事務事業評価について

（2）須賀川市第3次地域福祉計画策定庁内担当者検討会等設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、須賀川市第3次地域福祉計画の策定について実務的企画立案することを目的とし、須賀川市第3次地域福祉計画策定庁内担当者検討会（以下「担当者検討会」という。）及び須賀川市第3次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会（以下「部門検討会」という。）を設置する。

（担当者検討会の所掌事務）

第2条 担当者検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

（担当者検討会の組織）

第3条 担当者検討会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 担当者検討会に座長を置き、社会福祉課課長補佐をもって充てる。

（担当者検討会の会議）

第4条 担当者検討会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要に応じて、会議に委員以外の職員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部門検討会の所掌事務）

第5条 部門検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

（部門検討会の組織）

第6条 部門検討会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

2 部門検討会に座長を置き、社会福祉課課長補佐をもって充てる。

（部門検討会の会議）

第 7 条 部門検討会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 担当者検討会及び部門検討会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、担当者会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 18 日から施行し、設置の目的を達したときに、その効力を失う。

(3) 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会委員名簿

職名(宛て職)	氏名	備考
社会福祉課 課長補佐	関根 徳栄	統括、計画全般担当
同 福祉総務係長	有我 昭男	地域福祉・援護
同 障がい福祉係長	島田 聖	障がい者福祉
同 保護係長	我妻 安治	生活困窮者、生活保護
長寿福祉課 長寿福祉係長	深谷 俊彦	高齢者福祉
同 介護保険係長	田辺 勝也	介護保険
同 地域包括ケアシステム推進室係長職	佐藤 栄司	地域包括ケアシステム
健康づくり課予防係長	永山 勇作	健康
同 保健指導係長	小林 直美	保健指導
保険年金課 国保給付係長	鈴木 弘明	国民健康保険
同 年金高齢者医療係長	森合 律子	高齢者医療
生活課 生活安全係長	橋本 純	生活安全
同 消防防災係長	鶴川 良平	消防防災
同 市民協働推進係長	橋本 晋也	市民協働
こども課 子育て支援係長	羽生 規子	子育て支援
須賀川市社会福祉協議会 総務課長	吉田 豊	地域福祉

4 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会

(1) 策定までの経緯

策定までの経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 29 年 11 月 17 日	第 1 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（たたき台）について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画策定スケジュールについて ・各相談支援事業所へのアンケート結果について
平成 30 年 3 月 12 日	第 2 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（素案）について ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査（案）について ・包括的相談窓口のあり方についての検討会（報告）について
平成 30 年 9 月 14 日	第 3 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市地域福祉に関する市民意識アンケート調査等の結果について ・須賀川市第 3 次地域福祉計画の施策体系（案）について ・多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業について ・先進地視察研修について
平成 30 年 11 月 8 日	第 4 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（案）について ・先進地視察研修等の報告
平成 31 年 2 月 18 日	第 5 回須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市第 3 次地域福祉計画（最終案）について ・各施策の今後の実施スケジュールと事務事業評価について

(2) 設置要綱

「3 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定庁内担当者検討会等設置要綱」による

(3) 須賀川市第 3 次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会委員名簿

職名（宛て職）	氏 名	備 考
社会福祉課 課長補佐	関根 徳栄	統括、計画全般担当
同 福祉総務係長	有我 昭男	地域福祉・援護
同 障がい福祉係長	島田 聖	障がい者福祉
同 保護係長	我妻 安治	生活困窮者、生活保護
同 主任相談支援員	手嶋寿美子	生活困窮者
同 就労支援員	鈴木 要	生活困窮者
須賀川市社会福祉協議会 生活サポート相談センター長	大沼 章善	生活困窮相談窓口
須賀川市社会福祉協議会相談支援事業所 管理者兼相談支援専門員	高橋恵美子	障がい者福祉
岩瀬地域相談センターすかがわ 相談支援専門員	古川 千恵	障がい者福祉
相談事業所 Almond 主任相談支援専門員	千葉 典子	障がい者福祉
中央地域包括支援センター 事業課長兼中央地域包括支援センター管理者	柳沼 剛	高齢者福祉
西部地域包括支援センター 看護師兼管理者	車田 孝子	高齢者福祉
東部地域包括支援センター	吉田たみえ	高齢者福祉
長沼岩瀬地域包括支援センター	池下 秀子	高齢者福祉
長沼保育所子育て支援センター	道山 恵美子	子育て支援
白江こども園子育て支援センター	影山 郁子	子育て支援
にこにこひろば（プリムラこども園）	阿久津ちえり	子育て支援
子育て支援センター「くるみ」 （認定こども園くるみの木）	降矢 明子	子育て支援
子育て支援センター「つぼみ」（天泉こども園）	杉原 完	子育て支援
白鳩保育園子育て支援センター	溝井すみれ	子育て支援
大東こども園子育て支援センター	関根 裕子	子育て支援

須賀川市第3次地域福祉計画

発行年月：2019（H31）年3月

発行者：須賀川市 編集：健康福祉部社会福祉課

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地

電話 0248-88-8111 FAX 0248-88-8119

市HP <http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>



市章

(昭和29年制定)

須賀川市の「す」の字を図案化し、未広がり市政発展を表しています。

市民憲章 (昭和56年制定)

東洋一の牡丹園を誇りとする須賀川市は豊かな自然と史跡に富んだまちです。

市民一人ひとりが郷土を愛し明るく住みよい進歩発展する須賀川市の未来をめざして市民憲章を定めます。

- 自然を愛し まちや川を美しくしましょう
- 笑顔と親切で 明るい社会をつくりましょう
- 正しい道を歩み 勤労をたっとびましょう
- よく学び 教養と文化を高めましょう
- きまりを守り 文化財や公共物を大切にしましょう



市の花「ぼたん」

(昭和56年制定)



市の木「あかまつ」

(昭和56年制定)



市の鳥「かわせみ」

(平成6年制定)



マスコットキャラクター「ポータン」(平成6年制定)

松明の炎「ポー」の力強さと明るさ、牡丹園の牡丹(タン)のような心の美しさを備えたマスコット



シンボルマーク「花のエンゼル」(平成11年制定)

市の花である百花の王「牡丹」を表す「赤」、豊かな自然を表す「緑」、澄みわたった大空を表す「青」、これら須賀川市を象徴する3色を背景に市民を表す「す」の人型「花のエンゼル」が飛翔し、自由に生きる喜びを全身で表現している姿をデザインしています。

須賀川市歌

作詞 菅野 陸郎
 補作 勝 承夫
 作曲 平井康三郎

一 山はさみどり 宇津峰の
 空にかがやく 平和の光

みのり豊かに 産業興る
 希望の都 意気の町
 幸あれ永久に 須賀川市

二 春は愛宕に 花を賞で
 秋は乙字に 紅葉をうたう
 牡丹花咲き 松明燃ゆる
 歴史の都 詩の町
 讃えよ永久に 須賀川市

三 清き釈迦堂 阿武隈の
 水も睦みて 集まるところ
 息吹新たに 躍進誓う
 文化の都 自治の町
 栄えよ永久に 須賀川市